令和８年度三鷹市幼稚園等保護者補助金等について

三鷹市では、幼児教育の普及充実を図るため、私立幼稚園等に通園しているお子さんの保護者の方に、保育料等の一部を補助しています。本資料は、補助制度の内容を大まかにまとめたものです。詳細は入園後に各園を通じてご案内します。

1　入園料補助金（入園年度のみ・償還払い）

補助額：**50,000 円**（所得制限なし。園児１人につき１回限り。原則、入園時に三鷹市民であること。）

2　幼稚園の利用料の無償化

■新制度に移行している園……利用者負担額（保育料）が所得に関係なく**一律 0 円**になります。

■新制度に移行していない園…「施設等利用費（**月額 28,000 円**を上限とした保育料に対する補助制度）」を受けられます。※令和８年９月分までは**月額 25,700 円**を上限に補助

※幼稚園類似施設及び満３歳児クラス正式入園前の２歳児（満３歳児と同等の利用がある場合に限る）については無償化対象外のため、下記「3　保育料等補助金」にて無償化分を上乗せして利用料を補助します。（新制度園は保育料相当額が上乗せ分の補助対象）

3　保育料等補助金（月額上限）

※市民税の課税額により補助額が変わります。

28,000 円/月を超える保育料や特定負担額、その他の納付金について補助を行います。

<table>
<tr><th colspan="2">市民税の所得割課税額（補助基準額）による階層区分</th><th>第１子</th><th>第２子</th><th>第３子以降</th></tr>
<tr><td>1</td><td>生活保護世帯
第２階層のうちひとり親世帯等</td><td colspan="3" rowspan="2">10,900 円
(38,900 円)</td></tr>
<tr><td>2</td><td>市民税非課税・所得割非課税世帯
第３階層のうちひとり親世帯等</td><td>7,900 円
(35,900 円)</td></tr>
<tr><td>3</td><td>市民税所得割課税額 77,100 円以下
（年収目安 360 万円以下）</td><td colspan="2" rowspan="4">6,500 円
(34,500 円)</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>市民税所得割課税額 211,200 円以下
（年収目安 680 万円以下）</td><td>10,300 円
(38,300 円)</td></tr>
<tr><td>5</td><td>市民税所得割課税額 256,300 円以下
（年収目安 730 万円以下）</td><td>9,700 円
(37,700 円)</td></tr>
<tr><td>6</td><td>第５階層以上の世帯</td><td></td></tr>
</table>

※ 幼稚園類似施設及び満３歳児クラス正式入園前の２歳児（満３歳児と同等の利用がある場合に限る）は、上記表（　）内の金額。

※ 多子計算について、生計を同一にしている兄・姉を含めて当該園児が何番目の子にあたるかにより算定します。

※ ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯等を指します。

※ 基準となる市民税所得割額は、市民税所得割から直接控除される配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金控除の**控除前**の税額です。

4　給食に対する補助（該当者のみ・代理受領）

給食実施園に在籍する園児の世帯で、以下に該当する場合に**月額 6,600 円を上限**として給食費の補助を行います。

・市民税所得割課税額 77,100 円以下（年収目安 360 万円以下）の世帯
・所得階層にかかわらず、第３子以降の子ども（算定対象は、小学校３年生までの兄・姉）

5　預かり保育に対する補助（該当者のみ・償還払い）

保護者が共働きなどで「保育の必要性」がある場合などに、預かり保育の利用料の補助が受けられます。

【補助額】利用日数×490 円（上限あり）

<table>
<tr><th>区分</th><th>課税の有無</th><th>補助対象となるための手続き</th></tr>
<tr><td>３歳～
５歳児</td><td>問わない</td><td>事前に「施設等利用給付」の新２号認定の申請が必要です。</td><td rowspan="2">申請に必要な書類については、みたかきっずナビをご確認ください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">満３歳児</td><td>非課税</td><td>事前に「施設等利用給付」の新３号認定の申請が必要です。</td></tr>
<tr><td>課税</td><td>保育の必要性の証明書類を添えて「預かり保育等利用料補助金交付申請書」を提出してください。</td><td>補助の詳細は、三鷹市ホームページをご確認ください。</td></tr>
</table>

＜補助金の支給方法について＞　※園により支給方法が異なりますので、各園にご確認ください。

【代理受領】市から園に支給します。保護者は補助額を差し引いた金額を園に支払います。

【償還払い】市から保護者へ支給します。保護者は一旦、園に保育料等の全額を支払います。

償還払いは年に２回、半年分をまとめて振り込みます。

三鷹市子ども政策部子ども育成課私立学校・幼稚園係
℡０４２２－２９－９６７４